

住生活基本計画(全国計画)の変更について

住生活基本法(平成18年6月制定)

住宅の『量』の確保から国民の住生活の『質』の向上を図る政策への転換

住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月閣議決定)

- ・10年間(平成18年度～27年度)における目標、基本的な施策等を定める。
- ・住宅の位置付けを明記。
- ・基本的な方針として「ストック重視の施策展開」を記載。
- ・「住生活の質の向上」に関するアウトカム目標を設定。
(アウトカム目標の例)

基礎的安全性	住宅の新耐震基準適合率【75%(H15)⇒90%(H27)】
地球環境対策	住宅の省エネルギー対策率(二重サッシ等使用率)【18%(H15)⇒40%(H27)】
適切な維持管理	リフォームの実施率(年間・対ストック総数)【2.4%(H11～H15平均)⇒5%(H27)】
高齢者の安全・安心の確保	高齢者のいる住宅のバリアフリー化率 1)一定のバリアフリー【29%(H15)⇒75%(H27)】 2)高度のバリアフリー【6.7%(H15)⇒25%(H27)】
循環型市場形成	既存住宅の流通シェア【13%(H15)⇒23%(H27)】 住宅の利活用期間(滅失住宅の平均築後年数)【約30年(H15)⇒約40年(H27)】

平成20年9月中旬以降の世界的な景気後退、これに伴い日本経済の景気の下局面が長期化、深刻化するおそれ

政府による現下の経済情勢への緊急対応 : 「生活対策」(平成20年10月決定)、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月決定)における住宅投資の活性化

住生活基本計画(全国計画)の変更

この中でも、特に、住生活基本計画(全国計画)にて掲げている「住生活の質の向上」を図るための住宅ストックの質の向上に向けた取組として、

- ・長期優良住宅の普及の促進
- ・リフォームの促進(エネルギーの使用の効率性の向上への対応、高齢者等への配慮、基礎的な安全性の確保)を緊急的かつ重点的に推進することを明記。